

2026年2月5日
全国港湾25発第42号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内 一



第18回中央委員会の決定に基づく当面の取り組みに関する指示

1. 全国港湾第18回中央委員会の経過概要と決定について

- (1) 全国港湾は、26年2月4～5日にシーパレス日港福(豊橋市)において、第18回中央委員会を開催した。中央委員会は、議長団に高畑中央委員(日航労連)・小泉中央委員(全倉運)を選任し、第一号議案(25年秋年末闘争の主な取り組み経過について(案)、第二号議案(26春闘方針案)、第三号議案(26春闘要求書案)について審議した。
- (2) 中央委員会は、徳里副委員長の開会挨拶に始まり、竹内中央執行委員長が中央委員会開催にあたっての挨拶を行った。

竹内委員長は、26春闘方針案は魅力ある港湾労働確立への具体論であり、ユーザーや行政に迫っていく労使共通の課題で、これに日港協がどう回答するかだと強調した。同時に、全国港湾がどのように政治に関わっていくか、政治闘争として何ができるか、とりわけ、憲法・平和・料金問題をはじめとする港運事業の未来にとってどう対応するか議論も重要と問題提起した。当面する課題では、昨年11月と本年1月に開催した中央港湾団交でも強調したが、独禁法と産別最賃に係る課題、放射線量検査、指定事業者の問題は、26春闘への継続課題でもあるが、春闘を待つことなく日港協に解決を迫らねばならないと強調した。そして、26春闘ではこれまで以上の団結と行動の強化、労働組合の力の結集が不可欠と呼びかけた。

- (3) 中央委員会は、第一号議案・第二号議案及び第三号議案について、一括で討論し、延べ15人の代議員による積極的な討論で方針案が補強され、執行委員会提案での一部修正を含む議題は、すべて満場一致で採択した。
- (4) 24年度決算について
 - ① 24年度決算は、現金と通帳、入出金は整合しているが、特別会計間の貸借の不備が外部監査人から指摘され、昨年の18回大会では採択できなかった。
 - ② その後、税理士の助言も受け、原因究明と年度会計全体の貸借対照表への検証を進めたが、現段階で全体の貸借対照表の完成に至っていないことを詳細に報告した。
 - ③ そのうえで、監査人からは承認を得ていないものの、現金・通帳の整合は間違いなことを前提に、引き続き特別会計間の検証作業などを進めるよう監査講評が提示されていることを紹介した。中央委員会は、これを承認し、19回大会では、24年度決算の承認を受けるべく作業を進めることを確認した。

- (5) 以上の中央委員会での審議事項の承認を終え、鈴木(誠)副委員長が、閉会の挨拶を行った。ここでは、26春闘をたたかう方針が確立したことを再確認したうえで、日港協に業界団体としての責任を果たすよう強く追及し、憲法に沿った政治に変えることや、港湾労働者の要求を前進させるために、職場・地域・中央が一体となってたたかうことが重要と強調された。閉会の挨拶の後、竹内委員長の発声による団結カンパニーで第18回中央委員会は成功裏に閉じることとなった。

2. 第18回中央委員会決定(26春闘方針)にもとづく当面の取り組み指示について

第18回中央委員会後に開催した第5回中央執行委員会(第18期)は、中央委員会での意見、決定をもとに、当面の取り組み方針について意思統一を行った。ついては、第18回中央委員会決定(26春闘方針)、並びに第5回中央執行委員会(第18期)の確認にもとづき、各単組・地区港湾は次の当面の取り組みを促進するよう指示する。

- (1) 第18回中央委員会での意見を踏まえた取り組みについて、中央執行委員会は次の通り確認したので、各単組・地区港湾は次の取り組み促進に対応されたい。
- なお、行政にかかわる事項については、労政懇話会(2月17日)、及び、中央行動に向けた事前レク、或いは折衝の機会を設け、各課題に係る当該地区の代表の参加も求め、より綿密な体制で行政や関係者の対応を求めていく(各々の会議への招請は別途行うので、参加の取り組みに恵まれたい。
- ① 四国地区における、化学メーカーの動静に関する課題については、その詳細を地区にて精査の上、報告を待つことと、その報告をもとに対策を検討する。
 - ② 三島川之江港の指定港化への動きについては、引き続き動静を見極め、地区港湾との協議を行いながら対策を検討していく。
 - ③ 苫小牧港のゲートの無人化については、検数職場を奪うものであり、雇用の問題として、行政などへの取り組みを進める。
 - ④ ストライキだけでなく、「スローダウン」の戦術を国際的な運動の経験・知見を組み入れて検討する意見は、春闘交渉に推移の中での戦術検討の際に考慮し深掘りしていく。港湾春闘の経緯などは、常にITFに報告し、国際連帯をはかる。
 - ⑤ 災害対策や港湾に特化したハーネスの導入など安全の課題については、中央港湾団交に並行して、早急に専門委員会を開催し、対策の具体化を求めていく。
 - ⑥ 福利分担金をはじめとした港湾関係諸基金の引き上げについて、25春闘協定で確認した専門委員会での検討を促進すると同時に、行政申し入れでは「港運料金に加えて基金を引き上げ収受する」旨の文書を加えて協議を進めていく。
- (2) 日港協に対する抗議行動について、下記のとおり実施することを確認した。別途行う動員をはじめとした取り組み指示に対応されたい。
- ① 行動目的：独禁法問題に関する地裁判決と緊急命令の履行、日港協の責任(協定当事者)での指定事業体問題(本体採用)の解決、放射線量検査に係る課題の解決。
 - ② 日時：26年2月13日(金)09時～約30分、3月13日(金)09時～約30分
 - ③ 参加者：中央港湾団交(2月12日/3月12日)労側交渉団全員

3. 26 春闘をたたかうための当面の諸活動について

(1) 中央港湾団交の体制と要求日などの諸日程について

- ① 中央港湾団交は、中央闘争委員会(中央執行委員)、及び中央執行委員を兼務していない地区港湾代表で構成する交渉団が責任をもって進める。したがって、中央団交交渉団各位は、日程確保など必要な準備を整えられたい。
- ② 財政検討委員会での春闘財政の検証と対策を前提として、地区港湾事務局の招請もありうるとの前提で、第 2 回団交以降の団交参加の準備を整えられたい。
- ③ 第 1 回中央港湾団交は、2月 12 日(木)13:30 より芝浦サービスセンターにて行い 26 春闘要求を提出する。第 2 回中央港湾団交は、3月 12 日(木)13:30 より行う予定である。

(2) 中央地区の闘争体制の確立と機関運営について

- ① 第 1 回中央港湾団交に続き、各単組は、個別賃上げなどの単組課題も含めた産別総ぐるみの取り組みへと進むべく、遅くとも2月中に要求提出を行うこと。
- ② 機関運営と職場・地域の行動体制の確立について
ア、各単組は、2月末までに春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えること。
イ、各単組のスト権集約、中央執行委員会への委譲の確認を終えの後は、常任中央執行委員会を戦術委員会とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として運営する。
したがって、春闘課題に係る取り組みは、戦術委員会と中央闘争委員会が中央機関として組織運営を行う。
ウ、各地区港湾は、2月末までに討論集会などで、25 春闘の地区要求、行動体制を確立する意思統一を行い、2月後半から春闘行動が取り組める体制を整えること。

(3) 中央・地区の統一行動の配置について

- ① 地区統一行動について
ア、26 年2月 16 日(月)~27 日(金)を地区統一行動旬間とする。
イ、各地区港湾は、港頭地区宣伝行動、産別協定・法令遵守キャンペーン行動及び行政交渉、地区港運協会交渉などを取り組み、行政交渉の結果は、中央行政交渉に反映させるよう取り組むこと。なお、行政申し入れにあたって、中央行動での申し入れ(案)は、2月 20 日を目途に成案すべく準備しているが、原案段階であることを前提に、それ以前に各地区に送付するので活用されたい。
ウ、地区統一行動の日程、行動内容などについては、各地区港湾議長(委員長)の判断に委ねる。各地区港湾は、行動内容、行動の結果などについて、確定し次第、全国港湾書記局に報告されたい。
エ、中央港湾団交の進捗に合わせ、産別闘争体制の全国的な体制を職場ぐるみで確認する意味で、時期を見つつ、地区事務局長会議や全国一斉統一行動、リモート開催を視野においた決起集会も検討する。その際は、別途指示するので、その準備を整えられたい。
オ、各単組は、各地区港湾の地区統一行動の成功のための縦指示に取り組むこと。

② 中央行動、及び他の中央での行動について

ア、26年3月4日(水)～5日(木)を中央統一行動日とし、内外に港湾労働者の要求をアピールする行動や行政交渉などを実施する。具体的には、実行委員会で企画し実施する。

イ、中央行動は、中央闘争委員(中執)及び、各地区港湾の代表での行動とするが、3月5日に計画している丸の内デモについては、中執・地区港湾代表に加え、東京港湾40名、川港労協15名、全横浜港湾50名の動員をもって行うこととする。

ウ、中央行動を取り組むにあたっての上記行動については、企画などが成案でき次第、別途指示するので、各単組・各地区港湾はその指示に沿って具体化を図れるよう準備を整えられたい。

③ 日港協に対する抗議行動

上記2項-(3)の通り実施することを第5回中央執行委員会にて確認したので、動員をはじめとした取り組み指示に対応されたい。

④ 春闘共闘からの行動への参加要請について

春闘共闘は、3月5日(木)12:20より統一行動を企画しており、全国港湾委員長に連帯の挨拶の要請を受け、大幅賃上げ・労働時間短縮・戦争反対など全国港湾の要求と一致する課題での行動であることに鑑み委員長が連帯挨拶を行う。したがって、3月5日の中央行動での経団連前集会の後、常任中執を中心に、竹内委員長と同行し春闘共闘の行動への参加を予定されたい。

⑤ 3月5日は第一木曜日に当たる。中央行動の日と重なるが新橋駅前宣伝行動は行う。参加者は、宣伝行動を終えた後に、丸の内デモに向かう。

(4) 各地区港湾の春闘討論集会に対し、次の通りへのオルグ派遣を行う。

* 現段階の予定で、今後のオルグ派遣は予定が組まれ次第、調整する。

日本海港湾春闘学習会	2月19日(木)13:00～	(玉田)
関門港湾春闘討論集会	2月21日(土)13:30～	(竹内)
名港労協春闘討論集会	2月21日(土)13:30～	(高島)
神戸港湾/春闘討論集会	2月25日(水)14:00～	(玉田)
全横浜港湾/春闘討論集会	2月26日(木)14:00～	(松永)
大港労協/早朝集会・臨時大会	3月9日(月)08:00～	(玉田)

4. 26春闘財政の確立について

- (1) 第18回中央委員会で確認した通り、26春闘をたたかう財政を確立するため、組合員一人500円のカンパを取り組む。春闘の取り組み如何によっては、第二次カンパを取り組むこととし、その場合は中央闘争委員会で判断・決定する。
- (2) 上記(1)にもとづき、全国港湾書記局より請求書を送付するので、各単組・地区港湾は、25春闘カンパの取り組みを進められたい。
- (3) なお、上記1-(2)-②項の通り、財政検討委員会での春闘財政の検証と対策を検討し、中央執行委員会に提起し、確認されれば、それ実施する。

5. 当面の機関会議、各種会議日程について

当面の機関会議、各種会議日程を下記の通りとするので、各単組・地区港湾は日程の確保などを取り組まれたい。

2026年2月 9日(月) 13:00~	厚労省との折衝(石綿問題)
10日(火) 終日	名古屋港 NUCT 視察
12日(木) 13:00~	機械化・自動化WG
13:30~	第1回中央港湾団交/26春闘要求提出
13日(金) 09:00~	日港協/港運会館前 抗議行動
10:30~	単組書記長会議(行政申し入れ案の検討)
16日(月)~27日(金)	26春闘地区統一行動ゾーン
17日(火) 15:30~	港運労政懇話会(No.25)
18日(水) 10:00~	教宣委員会
19日(木) 14:00~	日港福業務委員会
20日(金) 10:00~	港労研事務局会議
10:30~	こくみん共済協定産別推進会議
13:30~	第5回常任中執
27日(金) 11:00~	中央事前協議会
3月 3日(火) 13:30~	第6回中執(第1回中央闘争委員会)
4日(水)~5日(木)	26春闘中央行動
5日(木) 08:20~	新橋駅前宣伝行動
12:20~	春闘共闘中央行動(委員長の連帯挨拶 *常任中執ベースで同行)
9日(月) 18:30~	20労組打ち合わせ会議
10日(火) 13:30~	第7回中執(第2回中央闘争委員会)
11日(水) 13:30~	日港福理事会
14:00~	安定協会理事会
12日(木) 13:30~	第2回中央港湾団交
13:55~	東京高裁判決言い渡し
13日(金) 09:00~	日港協/港運会館前抗議行動
10:00~	労政審港湾専門委員会
13:30~	東京高裁判決に関する記者会見
16日(月) 13:30~	第6回常任中執(第1回戦術委員会)
17日(火) 13:30~	地区港湾事務局長会議
18日(水) 13:30~	第8回中執(第3回中央闘争委員会)
23日(月) 13:30~	第7回常任中執(第2回戦術委員会)
25日(水) 13:30~	第9回中執(第4回中央闘争委員会)
30日(月) 11:00~	中央事前協議会

以上